

○東広島市救急当直医確保支援事業補助金交付要綱

平成25年3月19日

告示第82号

改正 平成26年3月28日告示第125号

(目的)

第1条 この要綱は、病院群輪番制病院運営事業において当番診療日に救急診療を行う当直の医師を確保するために非常勤の医師を雇用する病院に対し、当該病院に予算の範囲内において東広島市救急当直医確保支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、本市における救急診療の体制の維持を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、病院群輪番制病院運営事業を実施する市内の病院（地方公共団体が設置する病院を除く。）とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、当番診療日に当直で救急診療を行う非常勤の医師の雇用に係る経費（報酬、手当及び交通費に限る。）とする。ただし、その対象となる非常勤の医師の人数は、当番診療日1日につき1人に限るものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる額のいずれか低い額とする。

- (1) 各当番診療日における補助対象経費の実支出額を合計した額
- (2) 5万円に当番診療日（当直で救急診療を行う非常勤の医師を雇用する当番診療日に限る。）の日数を乗じて得た額

2 前項各号の規定により額を算定する場合における当番診療日の日数は、次の表に基づき算定した日数とする。

当番診療日の区分		当番診療日の日数の算定
休日（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までをいう。以下同じ。）のみの当番	休日の午前8時30分から午後6時まで	1日
夜間のみの当番	午後6時から翌日の午前8時30分まで	1日

休日及び夜間を通した当番	休日の午前8時30分から翌日の午前8時30分まで	休日及び夜間を通して、救急診療を行う非常勤の医師を雇用する場合	2日
		休日又は夜間のいずれかについて、救急診療を行う非常勤の医師を雇用する場合	1日

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該年度の当番診療日の予定日数の決定後速やかに、東広島市救急当直医確保支援事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助所要額調書（別記様式第2号）
- (2) 診療体制に関する調書（別記様式第3号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付及び額の決定を行い、東広島市救急当直医確保支援事業補助金交付決定通知書（別記様式第4号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の補助金の交付の決定を行う場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要な条件を付すことができる。

(変更の申請及び承認)

第7条 補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、第5条に規定する申請書又は添付書類に記載した事項を変更しようとするときは、東広島市救急当直医確保支援事業変更承認申請書（別記様式第5号）に第5条各号に掲げる書類のうち当該変更に係るものを添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、東広島市救急当直医確保支援事業補助金変更承認決定通知書（別記様式第6号）により申請者に通知するものとする。

(一部改正〔平成26年告示125号〕)

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付の決定があった日の属する市の会計年度の末日から起算して30日を経過する日のいずれか早い日までに、東広島市救急当直医確保支援事業補助金実績報告書（別記様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助所要額精算書（別記様式第8号）
- (2) 非常勤の医師の報酬等に関する報告書（別記様式第9号）
- (3) 月別実施表（別記様式第10号）

(4) その他市長が必要と認める書類

(一部改正〔平成26年告示125号〕)

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、当該報告書を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、東広島市救急当直医確保支援事業補助金額確定通知書（別記様式第11号）により補助事業者に通知するものとする。

(一部改正〔平成26年告示125号〕)

(補助金の請求)

第10条 補助事業者が補助金の請求をしようとするときは、東広島市救急当直医確保支援事業補助金交付請求書（別記様式第12号）を市長に提出しなければならない。

(一部改正〔平成26年告示125号〕)

(関係書類の保管)

第11条 補助事業者は、補助事業の実施に関する帳簿及び書類を整備し、当該年度における事業の完了の日から起算して5年を経過した日の属する市の会計年度の末日まで保管しなければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日告示第125号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。